

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取組が行われており、令和元年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定においては、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。この加算を算定するには、以下の要件を満たす必要があります。

### ◎介護職員特定処遇改善加算算定要件とは◎

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、すべての項目において一つ以上の取組をおこなっていること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組について、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」をおこなっている

### ～「見える化」要件とは～

介護サービス情報公表制度や事業所のホームページ等を活用して、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を記載することにより、外部から見える形で公表することです。

以上の要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な内容を下記の通り公表します。

項目	職場環境要件項目	当法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の職員の負担を軽減する代替職員確保を含む）	資格取得支援制度を導入し、受講料の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
入職促進に向けた取り組み	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みを構築	経験や資格を問わない求人募集を実施する。 また、未経験・無資格から知識・技術を習得できる指導体制を整える。 一定のサービスの提供ができるように、マニュアルを作成する。
両立支援・多様な働き方の推進	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	基本の相談窓口として管理者を担当しつつ、更にサポート担当として執行役員を配置し、相談しやすい環境を整えている
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレッチャックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	常勤・非常勤に区別なく年 1 回の健康診断を実施するとともに、腰痛健康診断も定期実施の制度を整えている。 腰痛防止となるような介護機器の導入についても検討している。
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	ケアの提供に必須となる情報を確実に共有できるよう、記録・報告の手順を定期的に見直している。 スタッフ各々の意見を取り入れ、負担軽減となるような工夫・改善に取り組んでいる。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	日々のミーティングでの情報共有を行うとともに、エルダー制を取り入れることで、個々の意見や相談・提案を汲み取り活かすようにしていく。